



志摩市ファミリー・サポート・センター 利用料助成のご案内



ファミリー・サポート・センターの依頼会員の方で、下記の対象の方は提供会員に支払った利用料を助成します。助成を受けるには、サービスを利用する前に申請が必要です。

○助成内容

提供会員に支払った利用料のうち半額(1か月上限1万円)を助成します。

※交通費・食事代・おやつ代・その他実費負担分及びキャンセル料は助成の**対象外**です。

○対象

ファミリー・サポート・センターの依頼会員の方で、以下に該当する方

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯(4月から6月までは前年度、7月から翌年3月までは本年度)
- ・ダブルケア(育児と介護を同時に行っている)世帯
- ・障がい児のいる世帯
- ・多胎児のいる世帯

○利用の流れ

- ① ファミリー・サポート・センター(こども家庭課内)にて入会の手続きをしてください。
- ② サポート依頼日の2週間前までにセンターにご連絡ください。
提供会員の中から、依頼内容に合った人を探します。
- ③ サポートを利用する前に、利用料助成登録申請書をセンターに提出してください。
- ④ 依頼会員とサポート対象児童、提供会員、アドバイザーで、サポートにあたっての事前打ち合わせを行います。
- ⑤ サポート利用後、提供会員に利用料をお支払いください。
- ⑥ 後日、利用料助成支給申請書兼請求書をセンターに提出してください。
- ⑦ 支払い決定後、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

○注意事項

・交通費・食事代・おやつ代・その他実費負担分及びキャンセル料は助成の**対象外**です。



問い合わせ先

志摩市ファミリー・サポート・センター
〒517-0592
志摩市阿児町鶴方3098番地22
志摩市役所 こども家庭課内
TEL/FAX 0599-44-0892

ホームページ

